

## 神戸市障害児通学・通級付添費給付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、次条に定める者に対し、通学又は通級に係る経済的負担を軽減し、就学(園)(以下「就学」という。)を促進することを目的として行う通学又は通級の付添いに係る交通費(以下「付添費」という。)の一部を給付することについて、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 給付の対象となる者は、神戸市内に住所を有し、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒の保護者で、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令に基づく経費の支弁の基準による国の就学奨励負担金又は補助金(以下「就学奨励費」という。)の対象となる経費の割合(以下「負担割合」という。)が10/10とならない者
- (2) 神戸市立小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
- (3) 特別支援学校又は神戸市立幼稚園・小学校・中学校の通級指導教室で指導を受ける幼児・児童・生徒の保護者
- (4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める障害の程度に該当する神戸市立小学校又は中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒の保護者

### (給付額)

第3条 この要綱による付添費として、次条に定める基本額について以下のとおり給付する。ただし、その額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額とする。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者のうち、就学奨励費負担割合が1/2となる者については、基本額の1/4の額。
- (2) 前条第1項第1号に該当する者のうち就学奨励費負担割合が0の者、又は、前条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する者については、基本額の1/2の額。
- (3) 給付額は、月額7,500円を限度とし、自家用車の利用については、月額2,700円を限度とする。

### (基本額の算定)

第4条 基本額の対象となる経費の範囲は、幼児・児童・生徒(以下「児童等」という。)が最も経済的な通常の経路及び方法により通学又は通級する際の付添に係る交通費の額とする。この経路及び方法については、児童等の発達段階、障害の程度、安全性等の実情を考慮し、合理的かつ安全と認められる経路及び方法とする。また、付添者が何らかの公的措置により交通費の全部又は一部の割引を受けられる場合は、その額を控除した残りの額を基本額とする。なお、自家用車等の利用については、就学奨励費の対象となる経費の範囲及び算定等に準ずるものとする。

### (給付の申請)

第5条 給付を受けようとする保護者(以下「保護者」という。)は神戸市障害児通学・通級付添費給付申請書を、児童等が在籍する幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校又は通級する通級指導教室設置校の校長(以下「学校長」という。)を経て、市長に提出しなければならない。

2 第2条第1項第4号に規定する保護者は、前項に規定する申請書に加え、障害の状態に関する申告書を提出しなければならない。(ただし、神戸市特別支援教育就学援助要綱に基づく援助の申請にあたってすでに申告書を提出した場合を除く。)

(給付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請に基づいて審査し、給付額を決定する。

2 市長は前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、保護者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、神戸市障害児通学・通級付添費給付決定通知書により、学校長を経て保護者に給付額を通知する。

(給付の方法等)

第7条 市長は、前条の給付決定に基づき付添費を給付する。

2 市長は、学校長の依頼により、保護者に直接付添費を支給するものとする。ただし、保護者の希望により、学校長を経て支給することができる。

(調査報告)

第8条 市長は、学校長に対して付添費の給付にかかる書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により付添費の給付を受けた者があるときは、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

この要綱は、昭和56年4月1日より施行する。

この要綱は、平成5年11月1日より施行する。

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。